

論文

社会福祉における就労支援とその理念： 福祉戦略としての「ホームの政治」Ⅲ

坪 洋一

Activation, Social Work and Agency: Politics of Home as a Welfare Strategy Ⅲ

Youichi Akutsu

本稿では就労支援を「ホームの政治」にとって今日的かつ戦略的な実践と位置づけ、その理念的なあり方を考察する。人間の尊厳、社会正義、自立という理念の意味内容と就労支援との関わりを確認したうえで、就労支援の理念的なあり方として、「エージェンシー」（主体的行為能力）の形成・促進を軸とした支援の重要性を示唆する。

キーワード 就労支援、人間の尊厳、社会正義、自立、エージェンシー

はじめに

本稿の元になった原稿は、社会福祉士を対象にした就労支援研修のために書かれたものである（注2に明記）。研修用テキストという性質上、込み入った考察や議論は割愛せざるをえなかった。本稿はその割愛部分を中心に、これまで本紀要（45号・47号）に発表してきた「ホームの政治」をめぐる論考として再構成したものである。

本稿でいう「ホームの政治」とは、生をとりまく現代的諸状況を見すえながら、「集合的身体」を／として生きるための条件をさぐり、現代的貧困をはじめとする反福祉に抗しつつ「生きていく場所」の回復や再建を模索する福祉理論的プロジェクトのことをいう。本稿の目的は、福祉をめぐる研究と実践における喫緊の課題である「就労支援」を、「ホーム」の模索・追求に関する戦略的実践と位置づけ、そのあり方を理念的観点から考察することにある。以下の1～3章では、社会福祉士による（ソーシャルワークとしての）就労支

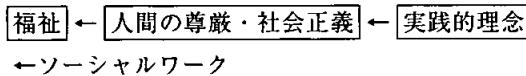
援が、いかなる理念に依拠しているかをあらためて確認する。具体的には「人間の尊厳」「社会正義」「自立」という3つの理念について概念的検討を加え、各理念と就労支援との関わりを考察していく。4章では、社会福祉の領域において就労支援が求められるようになった構造的ないし政策的な背景と意義、そしてその課題について整理する。

まず基本事項を確認しておきたい。周知の通り、社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領（2005年6月3日採択）の前文には、「実践の拠り所」として国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）の「ソーシャルワークの定義」（2000年7月採択）が示されている。

ソーシャルワーク専門職は、人間の福祉（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは人間の行動と社会システム

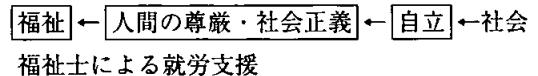
に関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。(下線は引用者)

これをうけ倫理綱領は次のような「価値と原則」を掲げる。第一の価値は「人間の尊厳」であり、「社会福祉士は、すべての人間を、出自、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重する」とある。第二の価値は「社会正義」であり、「差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現を目指す」とある。そして倫理綱領は「社会福祉士は、人間の尊厳の尊重と社会正義の実現に貢献する」との原則を示している。これらを整理すると、次のような理念形式を導くことができる。



この理念形式は、第一に、社会福祉士の専門的援助活動（ソーシャルワーク）が「福祉」の増進を到達目標としていること¹⁾、第二に、これと連動する理念として「人間の尊厳」と「社会正義」が掲げられていること、第三に、倫理綱領には明記されていないが、これら上位の理念を追求・達成するために、より具体的な「実践的理念」が置かれうることをあらわしている²⁾。うぜんのことながら、社会福祉士による就労支援も、こうした理念をふまえて行われることになる。③の「実践的理念」には数多くの価値概念があてはまるだろう³⁾。「自立」はそのうちの一つであり、就労支援にとって直近の理念といえる⁴⁾。就労支援を加味して先の理念形式を整理しなおすと、次のよう

になろう。



以上、日本社会福祉士会の倫理綱領にもとづいて、就労支援がソーシャルワークとして実施される際、いかなる理念を追求することになっているかを確認した。社会福祉士による就労支援は、特別な事情や必要を抱えた人々の就労を支援することを通じて、各人各様の「自立」を促そうとする実践的活動であるといえる。と同時に、「人間の尊厳」と「社会正義」を追求・達成するための支援でもあり、最終的には本人ひいては社会全体の「福祉」の増進に寄与することが望まれているのである⁵⁾。以下、各理念の意味内容を検討してみたい。

1. 人間の尊厳

(1) 人間であることだけの尊さ？

おそらく「人間であることの尊さ」に表立って異議を申し立てる者はほとんどいないだろう。けれども実際のところ、それは「たてまえ」であって、現実社会においては人が「人間であること」を理由に評価されることも、無条件に尊いものとされることも、ほとんどないといってよいだろう。

私たちは世の中の多種多様な「ものさし」によって測られ、分けられ、比べられ、一定の「色」(属性・カテゴリー・役割関係)に染めあげられる。そのうえで各種の場面で「有用性」(たとえば生産性、効率性、成果・業績、地域や家族への貢献、美醜、健康など)の程度に応じた扱いをうける。あるいはこうした扱いを熱望する。これが現実であろう。

「人間の尊厳human dignity」は、このような現実社会の価値づけや評価から「人間であること

だけの尊さ」をえぐりだそうとする概念であると考えられる⁶⁾。人間の尊厳について語ることは、あらゆる「ものさし」や「色づけ」を無視してなお、人間の価値はただ人間であるという一点にあると主張することであり、また、そのことを実効的なものにしていくための手立てを講じていくことをも含意しているはずである。

他方、私たちは、自分や他人が「人間であること」とその「かけがえのなさ」をときとして見失ってしまう。それは、私たちが「人間であること」をあたりまえのものとしながら（そして忘却しながら）「何者か」として生きている結果でもあるだろう⁷⁾。

社会や他人からの評価ばかりではなく自己評価についても、ただ「人間であること」に自らの価値やアイデンティティを見出す者は滅多にいない。たとえ不当な扱いをうけ、自己アイデンティティのよりどころが失われたときでも、「人間であること」がただちに浮上することはなかろう。それよりも、私たちは別様の自己アイデンティティを求めたり、それまでの自己記述に変更を加えたりしていくことだろう。しかし、たとえばレイプ・いじめ・差別などの被害にあい、アイデンティティの再構築や再定義がなしえないくらい深刻なダメージを被ったとき、あるいは、職や役割を失うなどして社会の評価空間の底辺や外部に放逐されたとき、私たちは「最後の砦」として、自分が「人間であること」にたどり着くことになるのではなかろうか⁸⁾。

(2) 尊厳・人権・アイデンティティ

この「最後の砦」がどうあってほしいか、どうあるべきかを集約的に表現しようとする概念こそ、「人間の尊厳」であるといえよう。そして人間の尊厳をより正確な言葉（法的言語、権利言語）で書き記し、その普遍性と不可譲性を標榜してこ

れをより確実に護りあうようにするための共同的な手立てを、私たちは「人権human rights」と呼んでいるはずである⁹⁾。

しかしながら、人権の内容も議論も、それを護りあうための国内的・国際的な制度機構も、きわめて複雑化・専門化しており、その全容を知ることも、実際に発動させることも、決して容易なことではなくなっている。そのため私たちは、自分たちのものであるはずの人権に「見えない壁」のようなものを感じることも少なくない。つまり人権は敷居が高い、ということである。

だが「これは人権侵害だ」というのもはばかられ、また人権侵害の認定を受けにくい「些細な」事態であっても、私たちの尊厳は奪われたり傷つけられたりする。そのような意味での尊厳は、個々人のアイデンティティと関わっていることが少なくない。プライド・自尊心・名誉の混成体ともいえるアイデンティティは、人間の尊厳と限りなく近接するようである。そうであるなら、アイデンティティの層を抜けると「最後の砦」として「人間であること」の層があらわれるといった先の説明は、あまりにも図式的すぎるかもしれない。

さしあたっての結論としては、人間の尊厳を尊重しようとするとき、人権として言及される普遍的な次元から、アイデンティティとして言及される個別的な次元に至るまで、両次元をともにふくんだ射程の広い理解が求められるといえそうである¹⁰⁾。

(3) 就労支援にとっての尊厳（尊厳にとっての就労支援）の意義

ともあれ、いくら倫理綱領に掲げられているからといって、人間の尊厳を就労支援の理念とするのはいささか大げさだとみるむきもある。通常、人間の尊厳が問われるのは、就労の支援が必要となる場面などよりも、もっと深刻な事態が生

じたときであるように感じられるかもしれない。たとえば、尊厳死や臓器移植をめぐる議論や、戦争や不当逮捕をはじめとする国家権力の発動によって「基本的人権」が脅かされるばかりにこそ、人間の尊厳が問われるべきであり、やたらともちだすと何か軽薄でお手軽なものになってしまうのではないか、というおそれ（尊厳や人権のインフレへの懸念）を表明する者もいるだろう。

そうした懸念はもっともだが、福祉的対応を要請するような生活課題を抱えている人々の多くが、傷つきやすく社会的に不利な状態に置かれやすいことを割り引いたとしても、就労困難であること（職がないこと、就けないこと、就きにくいこと）だけで十分に人間の尊厳が脅かされることもまた確かだといいう。では、どうして就労困難が人間の尊厳を否定することになるといえるのだろうか。つまり就労と尊厳はどのようにむすびつくのだろうか。

就労困難な状況とは、就労すること・働くことによってえられるはずの物質的ならびに非物質的な「財」が享受しにくいことを意味する¹¹⁾。ある高名な社会学者は、働くことには生活の糧をえることにとどまらない様々な意義（意味・機能・効能など）があると指摘している¹²⁾。つまり就労困難であるとは、収入ばかりでなく、所属感、生活のリズム、仲間との関係、アイデンティティなど、生きていくうえで必要な各種の「財」を享受することが難しい状態であって、それは尊厳の否定と強くむすびついている、ということである。就労支援にとっての尊厳（尊厳にとっての就労）の意義は、もはや明白だろう。尊厳ある生には、職に就くこと（賃労働）を通じて手に入れることになっている物質的・非物質的な「財」が欠かせないのである（そもそも賃労働paid work以外でこれらが得にくいことじたいが問題なのだが）¹³⁾。

(4) 尊厳のための就労支援

人間の尊厳は、奪われてはじめてその所在が探られ、求めたときにはそれだけしか残されていないような、じつに頼りない理念であるといえそうだ。だとしても、人権保障というかたちであれ他の方法であれ、人間の尊厳を尊重していくことには、様々な「ものさし」で測られ分類され比べられ、ときに不当な扱いを被る人間を、そのような尺度・測定・分類・比較から（なにより不当な評価や扱いから）護りぬくという「正しさ」や意義を認めることができるだろう¹⁴⁾。人間の尊厳を護っていくことに貢献しようとする社会福祉士は、現実社会の評価システムとうまくおりあいをつけながら、被支援者が自分らしく尊厳をもって生きることを応援するための一環として、就労を支援していかねばならないことが確認できたと思われる¹⁵⁾。

2. 社会正義の実現

(1) 人間の尊厳と社会正義

冒頭でみたように、日本社会福祉士会の倫理綱領には、「差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現を目指す」とある。ここでいわれている「社会正義」は、差別や貧困など「人間の尊厳」を脅かす不当で不正な待遇の是正や解消をねらいとした理念であると考えてもさしつかえなかろう。このようにみれば、倫理綱領における「社会正義」と「人間の尊厳」は、ふたつでひとつであるともいいうが、「人間の尊厳」のはあいと同じように、「社会正義」という理念についても掘り下げて検討し、その意味内容をあらためて確認してみたい。

(2) 社会正義の求め方の変化

平たくいふと社會正義とは「社會の正しいあり

方」に関する信念であるといえよう。倫理綱領に読みとれる「人間の尊厳を尊重することが正義にかなった社会である」という主張も、そうした信念の一つといえる。社会正義については、多くの議論と研究の蓄積がある¹⁶⁾。それらを紐解けば、すぐさま万人が納得する「社会の（本当に）正しいあり方」を知ることができるわけではないが、「社会の正しいあり方」をめぐってどのような信念が示され、いかなる考察がなされてきたかを知ることはできるだろう。現代正義理論のテーマを乱暴にまとめれば、以下の2つの問いに大別できる¹⁷⁾。

①社会のなかで誰がどの財をどれくらい持つのが正義にかなうか／不正義か？

②社会のなかで誰のいかなる利害関心をどのように扱うのが正義にかなうか／不正義か？

①は、「配分的正義」を問うもので、社会制度が「財」(goods：善さ、利益を与えるもの)を誰にどのように割りふるのが「正しいか」を考えていくような社会正義の求め方であるといえる。そのもとでは、もっぱら利益と負担の割りふりのしくみ（原理・基準・方法・手続）の「正しさ」が求められる。たとえば「功績merit」や「必要needs」に応じた割りふり、「市場」や「国家」による割りふりなどに「正しさ」が認められてきた。その場合の「誰」は、主として経済的な財の配分をめぐって利害関心を異にする当事者たちであるが、その利害衝突は財の割りふりによって調停がはかられる。つまり①は主として経済的利害の調停を志向しているということである。

②は、社会の中で様々なポジションを占める人々とその利害関心（経済的な財に限らない）の扱いを問うもので、社会制度が人々の多種多様な財＝善と利害関心を、どのように遇することが「正しいか」を考えていくような社会正義の求め方であるといえる¹⁸⁾。

この②は、①よりも「正義」の日常的な語感に近接するものであって、しいていえば「待遇的正義」（あるいは社会的評価の正義）と呼びうるだろう。①がおもに経済的で物質的な利害を扱うのに対し、②はおもに社会的・政治的で象徴的な利害を扱うという違いもある。倫理綱領が掲げる「社会正義」は、差別や貧困など不当で不正な待遇とこれをもたらす社会の評価システムから「人間の尊厳」を護ろうとする理念であるとするなら、①よりもこの②に近いといえよう。

戦後福祉国家体制は、社会正義の追求をねらいとして形成されたものである¹⁹⁾。しかし近年、福祉国家は社会正義の「重荷」に苦しんでいるようにみえる。その背景には、福祉国家がもっぱら①の社会正義の求め方（配分的正義）を中心に組み立てられてきたため、「待遇的正義」を求める声にうまく対応できなくなったという事情もあると思われる²⁰⁾。

(3) 社会正義と就労支援

社会正義をめぐる今日的な議論と状況は以上のようにまとめられるとして、では、社会正義という理念には、就労支援とのあいだにどのような関係を見出すことができるだろうか。これまでの検討をふまえていえば、倫理綱領における社会正義は人間の尊厳を護ろうとする理念であり、就労がもたらす社会的評価は人間の尊厳にとって不可欠である以上、就労支援は社会正義の追求・実現につながりうる、ということになろう。

先に指摘したように、倫理綱領が掲げる社会正義は「待遇的正義」と近い。どちらも人間の尊厳を脅かす差別や貧困を不正とするものであるからである。けれども、就労支援は「待遇的正義」よりも、むしろ「配分的正義」と密接に結びつくようにもみえる。というのも、雇用という「財」の保障であると解すれば、就労支援は配分的正義を

めざす実践であるともいいうるからである。

しかし、就労支援と「待遇的正義」のあいだにも重要な接点を見出すことができる。社会福祉士が行う就労支援は、様々な事情を抱えた就労困難者の支援である以上、単なる雇用のマッチングや割り振りに終始するわけにはいかない。その支援には、職業斡旋や教育訓練にとどまらず、基礎的能力（時間管理能力や対人コミュニケーション能力など）の開発と促進をも含んだエンパワーメントを行うことが期待される。こうした基礎的能力の開発的支援による能動化は、多種多様な利害関心を抱く個々人が、自由な生き方を追求し自己実現を図っていくうえでも役立つはずであり、待遇的正義の追求と深く結びつくように思われる²¹⁾。

ところで、こうした個々人の多様で自由な生の追求にとっての基礎となる「能力」には、さまざまな捉え方や呼び方がみられる。ここではそれを「エージェンシー」（主体的行為能力）と呼ぶことにする²²⁾。就労を支援しながら能力開発を推進しようとする能動的福祉は、このエージェンシーに関心を寄せる福祉の考え方であるともいえる。わが国における「自立」（その一環としての就労支援）の重視と強調は、こうした関心をめぐる一つの応答であると考えられる。つまり、わが国ではエージェンシーへの関心が、「自立」のあり方をめぐる議論や実践として展開してきたということである。次に、この「自立」理念について検討し、自立を尊重するとはいかなることなのかを確認してみたい。

3. 自立の尊重

(1) 自立とはいかなる理念か

冒頭で述べたように「自立independence」は、倫理綱領から尊かれる理念形式のもとでは「実践的理念」として位置づけることができる。一般的な意味を確認すると、『広辞苑』（第5版）は「自

立」を「他の援助や支配を受けず自分の力で身を立てること」と規定している。同音の言葉に「自律autonomy」があり、広辞苑は「自分で自分の行為を規制すること。外部からの制御から脱して、自分の立てた規範に従って行動すること」と規定している。自立の対概念は「依存dependence」であり、自律のそれは「他律heteronomy」である。

これまで社会福祉の文脈では、経済的・身体的な自立だけでなく社会的・精神的な自立もあり、就労自立が困難であっても支援があれば自立生活はできるし、また依存しながらの自立もありうる、という見方が広く共有されてきた。この精神的・依存的自立は「自律」とほぼ同義であろう。社会福祉との関わりで自立・自律の理念が強調されるのは、経済的な独立・自活も重要だが、たとえ公的・私的な扶養（福祉給付や家族の援助等）に依存していても、さまざまな事柄について自己決定できるはずであり、なにより他律の状態ないこと（自己支配）が望ましい、という価値判断が重視されてきたためであると考えられる。

(2) わが国の福祉政策文書にみる「自立」

わが国の福祉政策文書にみる「自立」の扱いを確認しておきたい。周知の通り1950（昭和25）年の社会保障制度審議会勧告は、社会保障制度に関する公式的定義をあたえた。そのなかで「社会福祉」について「国家扶助の適用を受けている者、身体障害者、児童、その他援護育成を要する者が、自立してその能力を發揮できるよう、必要な生活指導、更生指導、その他の援護育成を行うことをいう」と、いちはやく「自立」に言及している。

その後「自立」は各種福祉立法の法文に「理念」として掲げられてきたが、1990年代に入ると、あらためて「社会連帯（国民連帯）」との組み合せで「自立」に言及がなされるようになった²³⁾。

90年代以降いくつかの政策文書が出されたが、いずれも「自立と社会連帯（国民連帯）」を基調とするものであった。近年では平成16（2004）年に「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」の報告書が「制度見直しの基本的視点」として、次のような指摘を行ったことは記憶に新しい。

なお、ここで言う「自立支援」とは、社会福祉法の基本理念にある「利用者が心身共に健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するもの」を意味し、就労による経済的自立のための支援（就労自立支援）のみならず、それぞれの被保護者の能力やその抱える問題等に応じ、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送るための支援（日常生活自立支援）や、社会的なつながりを回復・維持するなど社会生活における自立の支援（社会生活自立支援）をも含むものである。（下線は引用者）

この「就労自立」「日常生活自立」「社会生活自立」という3つの自立観は、これまでの自立論議をふまえた現時点での集大成といいだろう。ここにきて、ようやく「就労自立」が数ある自立の一つとして相対化されうることが公式的に表明されたことの意義は、もっと強調されて然るべきだろう。

（3）自立が重視される理由

それにしても、なぜこれほどまでに自立（自律も含む。以下同様）が重視されるのだろうか。あらためて確認すれば、次のような理由をあげることができるだろう。

るから。

- ② 近代化の原動力となった啓蒙思想や自由主義が自立的人間観を基礎としているから。
- ③ 自立してはじめて一人前の社会のメンバーとして認められるから。
- ④ 自立はつねに強調・重視しなければ維持できないフィクションであるから。
- ⑤ いかなる目標をめざすばあいでも本人が自立していることは必須であるから。

これらの理由は決して排他的なものではなく、たがいに密接にからみあいながら「自立」を理由づけ、根拠づけ、正統化しているといいだろう。①の「自立」はもっぱら経済的独立をさしており、個々人の自助努力と自己決定そして自己責任を強調するものである²⁴⁾。②の「自立」は、もっぱら自己利益の追求を妨げられない状態をさし、①の自立觀と相互に支えあう関係にある²⁵⁾。③は、①と②が広く浸透した結果として抱かれる自立觀といえる²⁶⁾。④は、①②③のように自立の重要性ではなく、重要な理念であるはずの自立がどうして繰り返し強調されなければならないかについての理由である²⁷⁾。

最後の⑤の意味は次のようになる。どのような主義主張をもち、どのような文化に属し、いかなるライフスタイルを選択していくとも、自分にとって価値ある事柄をなすには、何かに価値をみいだしたり、その価値を追求するための行為を選択したりするための条件が整っていなければならない。⑤は、そうした条件が整い、個々人が主体的に決定することができる状態を「自立」であるとするものであり、上述の「エージェンシー」（主体的行為能力）への関心とも親和的な自立觀であるといえよう²⁸⁾。

- ① 近代の資本制社会では自立が規範化されてい

(4) 自立を尊重するとはどういうことか：

「薄い」自立観とエージェンシー

上述のように、「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」の報告書は自立解釈の幅を広げた。規範概念を語るときによく用いられる表現でいえば、報告書のそれは「薄い」（特定の人間観の中心性を拒む）自立観であり、そこには、これまでの「厚い」（上記①②③のような特定の人間観を前提にする）自立観から脱却する契機をみてとることもできるだろう³²⁾。

もし「薄い」自立観をとるのであれば、自立支援はいかなる「特定の生き方や人間観」も前提にすることなく、本人が望むように生きるために条件整備に徹することになろう。それは、たとえば「働いて自活することがまっとうな生き方だ」「働く者食うべからず」といった特定の生き方・人間観を前提としない、ということでもある³³⁾。

ともあれ、社会福祉の文脈で自立の尊重と支援がいわれるばあい、じつのところ「自立」は「依存状態の解消」という形で理解されることで、「本人の望み」にはあらかじめ限定が加えられ、支援目標について事実上の特定化がなされてしまっている面があることは否定しえないだろう³⁴⁾。しかし、自立支援が依存状態の解消へと「本人の望み」を誘導し、そこに閉じこめてしまいがちであるとしたら、それでは「自分らしく生きたい」という希望の芽を摘み取ってしまうことにもなる。

こうした難点を回避するうえで、「自分らしく生きたい」という希望そのものではなく、これを抱き表現し叶えるための基礎的能力（ヒューマン・ミニマムとしてのエージェンシー）に着眼し、何をそうした「能力」とするかについて被支援者とともに考え、これを支援していくようなアプローチに期待することもできるだろう。それは、基礎的能力がどういうものかをあらかじめ決めて

しまわずに、生活実態・社会環境を見すえながら支援者と被支援者がそのあり方に関する熟議をおこない、これをふまえて両者のパートナーシップのもとで能力の形成・促進をはかる、といったアプローチである³⁵⁾。

おそらくこの手のことは、自立や就労を支援しようとするときに、多かれ少なかれ誰しもが考え実践していることであると思われる。同時に、それは「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」の報告書が示した自立観の趣旨を延長したものもある。同報告書の自立観が、人間のエージェンシーへの関心に貫かれたものでありうることをあらためて確認した次第である。

4. 社会福祉士による就労支援が求められることの背景・意義・課題

最後に、ここまで議論をふまえながら、社会福祉士による（福祉追求としての）就労支援が求められるようになった背景とその意義ならびに課題について簡単にまとめてみたい。

(1) 背景

わが国で社会福祉士による就労支援が求められるようになった背景については、さまざまな要因をあげができる³⁶⁾。単純化していえば、政治・経済・社会状況の「変化」が旧来の福祉国家体制のあり方に変更を迫るなか、時代状況にみあった福祉改革として各国で打ち出されてきたのが、就労・自立支援への取り組みであるといいうるだろう。そしてそのような「変化」は、「工業社会から脱工業化社会への転換」を軸にして説明することができる。

第二次世界大戦後の工業社会は、現時点からみれば安定した社会であった³⁷⁾。1970年代頃から、こうした安定した工業社会は、脱工業化（ものづくり中心からサービス経済や情報産業へのシフ

ト）を経て、不安定な社会へと変容していった³⁵⁾。

多様化したライフスタイルと移り気な消費を軸に組み立てられた脱工業社会（消費社会）では、不安定で柔軟な雇用と労働が常態化する。こうした不安定な社会における生活課題は、工業社会で形成された再分配中心の社会保障制度では対応しにくい。とくに近年では長期失業者や不安定就労者（フリーター、ワーキングプア）が急増し、かつての「完全雇用」と安定した家族（いわば「完全家族」）をあてにして形成された社会保障制度や福祉国家体制は抜本的な見直しを迫られている³⁶⁾。そして、その見直し策の中心に、就労・自立支援が据えられたのである。旧来の集合的・社会的なセーフティネットから、より個別的・私的なセーフティネットとして、個人の「能力」開発が期待されるようになったともいいう。つまり「社会のセーフティ」よりも「個人のセーフティ」が志向されるようになったということである。

（2）意義

社会福祉士による就労支援が求められるようになった背景は、以上のように整理できるとして、では、そのことにはいったいどのような意義がみいだせるだろうか。その意義は、すでに述べたように、これまで「働けない」とみなされていた人々をふくめ、本人のエージェンシー（主体的行為能力）の形成と促進を図ることで、自分らしく生きることを積極的に支援し、「トランポリン」（能動化による社会への参加と包摶）の役割を個別具体的に遂行していくよう、発想の転換がなされたことに見いだせると思われる³⁷⁾。こうした就労支援活動は「人間の尊厳」を護ろうとするうえでも、「社会正義」を貫こうとするうえでも、欠かせない役割であることは、ここまで議論で確認できたはずである。

（3）課題

社会福祉士による就労支援の課題を考えるとき、「いかなる就労支援を行うか（なすべき／なしうる支援は何であるか）」という問題（what問題）と「いかに就労支援を行うか」という問題（how問題）は、いちおう区別しておいたほうがよいと思われる。

ここまで議論をふまえていえば、what問題については、人間のエージェンシーや「能力」論が議論の焦点となるといふのは、意見が分かれるのは、支援のもとで形成・促進すべきエージェンシーの中身であり、その決め方であろう。何をもってエージェンシーとするかは、能動性をどのようなものとして捉えるかとともに、「トランポリン」で人々をどこへ跳ね返そうとするか（つまり社会的な包摶先や参加先）によっても左右されるだろう。

国によって温度差はあるものの、各国が実際に出した「答え」は、エージェンシーとは「就労可能性employability」であり、能動性とは「懸命に働き稼ぐこと」であり、社会的な包摶先や参加先とは「市場」（労働市場）であったといいう³⁸⁾。

こうした「答え」に関してどのようなスタンスをとるかを考えていくことは、理論的には重要な課題といえよう³⁹⁾。そのとき、たとえば宮本のいう「労働力拘束モデル」（アメリカを典型とする福祉依存回避型の就労強制策）と「人的資本開発モデル」（スウェーデンを典型とする福祉充実型の就労可能性向上策）のどちらに重点を置くか、という争点をめぐって議論を積み重ねていくことも有意義であろう⁴⁰⁾。

他方、各国が出した「答え」をとりあえずは受け入れつつ、「人間の尊重」「社会正義」「自立」という理念のもとでhow問題（いかに就労支援を行うか）を考え、実践していくことが、現実的な課題となろう⁴¹⁾。

ともあれ、就労支援を進めていく中で常に問われることになるのは、めざすべき「社会のあり方」であると思われる。とくに、「労働を中心とした社会」と「労働を中心とせずに組み立てられ、社会的評価も多元的である社会」をめぐる選択が、ひとつひとつの実践のもとで迫られていくはずである。もし後者を選び取るとするなら、①「労働を中心としない」社会と生き方はありうるのか、ありうるとしたら、②どのような社会と生き方であるのか、③いかなる方法や手順で実現していくか、④それは「自立」を促し「人間の尊厳」を護り「社会正義」を追求・達成し個々人ひいては社会の「福祉」を増進することにどのように貢献するのか、といった問題が争点となるだろう。社会福祉士による個々の就労支援実践は、実はこのような大きな問題を背負っていること（背負うこともできること）を強調しておきたい。

註

- 1) 社会福祉士をはじめとするソーシャルワーカーには、特別な事情（たとえば障害・慢性疾患・老齢・ひとり親世帯・低所得・ホームレス状態など）を抱えている人々に対し、物心両面に渡る各種の支援を行うことで、本人ひいては社会全体の「福祉 well-being」を増進するという役割が期待されているはずである。では、増進されるべき「福祉」とはいったい何を意味するのだろうか。倫理綱領には直接的な概念規定は示されていないが、少なくともそこからは、「福祉」とは「人間の尊厳」と「社会正義」という理念が追求・達成されていくにつれて増進されていく＜何か＞とされていることが了解できる。つまり倫理綱領からは、「福祉」を最終状態／到達目標と位置づけつつ、

その「実質」（性質や内容）については、「人間の尊厳」と「社会正義」の追求・達成により、これと連動するかたちで生成されていくといった想定が読み取れる、ということである。この読みに即していえば、最終状態としての「福祉」は、実質をもたない「形式的理念」として位置づけられているといふべきだ。

- 2) 倫理綱領にある「人間の尊厳」と「社会正義」は、「福祉」という形式的で名目的な理念が備えるべき性質や内容（実質）を左右するという意味で、福祉の「実質的理念」と呼びうるだろう。これに対し、この実質的理念を追求・達成するにあたって、社会福祉士が自らの力量を発揮しながら進めていく専門的かつ個別的な援助実践によって追求される目標もありうるはずであり、これは「実践的理念」と呼びうるだろう。「人間の尊厳」も「社会正義」も、社会福祉士だけが目指しているわけではなく、また、ソーシャルワークだけで追求・達成できるわけでもない。福祉の実質的理念として選択されたこの二つの価値の追求・達成にあたって、社会福祉士による実践の特性にみあつた目標として制度的ならびに学術的に設定してきたものが「実践的理念」であると考えられる。いずれにしても、社会福祉士がソーシャルワーク実践として行う就労支援は、実質的理念である「人間の尊厳」を擁護し「社会正義」を実現することで「福祉」の増進に貢献しなければならないことに変わりはない。このように、理念的性質を強く帯びている点（理念負荷性）に、他領域・他職種が担う就労支援と異なる「社会福祉による／における／のための就労支援」の特性を見出すこともできよう。こ

の点については、拙稿「公的扶助政策と就労支援」（社団法人日本社会福祉士会『自立支援からみた就労支援施策について』財団法人社会福祉振興・試験センター平成17年度社会福祉振興関係調査研究委託事業、低所得者の自立支援に関する調査研究、2006年3月、第1章）、ならびに、拙稿「就労支援の理由」（社団法人日本社会福祉士会就労支援委員会編『自立支援からみた就労支援モデルの開発事業（中間報告）』独立行政法人福祉医療機構（高齢者・障害者福祉基金）助成事業、2007年3月、第1章）で論じている。なお、本稿の元になった原稿は、同委員会編『2007年度就労支援研修テキスト：自立に向けての就労支援』（2008年、pp.3-12）に収録されている。

- 3) たとえば「生存権保障」「ナショナルミニマム」「インテグレーション」「ノーマライゼーション」「インクルージョン」「発達保障」「社会連帯」「自立」「権利擁護」など、出自や出所はまちまちだが、社会福祉との関わりで歴史的・理論的に形成・言及・追求されてきた多種多様な価値概念が、ここでいう「実践的理念」の候補群を構成する。
- 4) 多くの社会福祉立法は「自立（支援）」を理念ないし目的としている。たとえば「生活保護法（第1条）」「母子及び寡婦福祉法（第4条）」「障害者基本法（第1条）」「障害者自立支援法（第1条）」「介護保険法（第1条）」「社会福祉法（第3条）」などがこれに該当する。あたりまえのことを確認すれば、これらの立法が「自立」を理念としているということは、社会福祉サービスは、何らかの要因で各種の「自立」が妨げられている（つまり依存状態にあったりそのリスクがあつたりする）人々とその状況を対象にしているということでもある。したがって、社会福祉を目的にする就労支援は、自立を阻む特別な事情や必要を抱えた人々の個別的・集合的な就労ニーズを充足する活動であるがゆえに、ハローワークや就労斡旋ビジネスが扱う就労支援活動とは異なり、注2でみたような「理念性」を強く帯びることになる。理念性を帯びるということは、「現実」に抗して望ましい事柄を追求することを意味しており、逆にいえば「自立」が妨げられている人々の就労は「現実」のもとで阻まれていることである。つまり、社会福祉における就労支援には、現状維持や現実への適応にとどまるところなく、「現実」を変革していくことが求められているということを、あらためて強調しておきたい。
- 5) しかしながら、これらの理念はあまりにも抽象的で漠然としすぎているため、支援者たろうとする者は、個別具体的な就労支援にどのように活かしてよいか途方に暮れたり、単なる「お題目」や「お約束」程度に受け止めてやり過ごしたりするおそれがある。そもそも「理念」には、実践を方向づける「羅針盤」の役割とともに、またはそれ以上に、実践を動機づける「エンジン」の役割を果たすことが期待されるはずである。以下では、お題目になりかねないくらいに抽象化・形式化された「人間の尊厳」「社会正義」そして「自立」について、それらがなぜ「理念」として高らかに掲げられるのか、掲げざるをえないのかを、あらためて考えていく。そうすることで「理念の力」を取り戻し再活性化できればと希望する。
- 6) 現実社会のなかで、何者でもないような人

- 間に居場所はほとんどない。逆に、居場所のない人間は何者でもない。数々の「ものさし」(その総体である社会の評価システム)のもとで測定・分類・比較され、何者かとして色づけられてはじめて、私たちは社会の一員になれる。過激ないかたをすれば、社会的な「透明人間」であることは、社会的な死者であることに等しいとすらいえよう。こうした社会の現実のもとで、「人間の尊厳」なるものをそれとしてえぐりだし直示すること自体、きわめて困難かつ冒険的な営為であることも確かである。私たちの「尊厳」は、否定され、奪われ、傷つけられてはじめてそのようなものがあったことを知り、そして、それがどれだけ「かけがえのないもの」であったかを思い知らされる、遡及的な観念であるともいいうる。人類の歴史は、殺害、レイプ、拷問、監禁、人身売買、いじめ、虐待、諸種のハラスメントなどの個人に加えられる暴力とともに、戦争、テロ、奴隸制度、強制収容所、民族の浄化・迫害・大量虐殺、人種・民族・性差別などの集団的な暴力・残酷さ・悪にまみれている。そのつど私たちは、「何か」が否定・剥奪・毀損されたことを知る。そして、その「何か」を否定し侵害してきたのも、この私たち自身にはかならないことをも強く思い知る。人間は、大切なものを奪い奪われることを繰り返してきたのであり、その積み重ねが「人間の尊厳」を人類の集合的な記憶へと深く刻み込んできた（そのように要請してきた）のではなかろうか。
- 7) 私たちは「何者か」として生きるなかで「自分が何者であるか」を、自ら定めたり互いに定めあったりしている。この「自分が何者であるか」を総称するのに用いられる

のが「アイデンティティ」という言葉である。たとえば私たちは、「女性」「男性」という性、「子ども」「成人」「老人」という年齢、「健常」「障害」「健康」「疾病」という身体の状態、「祖父母」「親（父・母）」「子（長男・長女・次男・次女等）」という家族役割の他に、「生産者」「労働者」「雇用主」「消費者」「会社員」「管理職」「公務員」「教員」「生徒・学生」「信者」「PTA」「地域住人」「施設入所者」「立候補者」「代議士」「有権者」「犯罪者」「犯罪被害者」「被災者」といった様々な（経済・社会・政治的）役割を、連続的・断続的に生きている。とりわけ特定の共同体や集団（学校、会社、サークル、地域、国家など）への所属・帰属に基づいて「自分が何者であるか」を規定することも多い。こうした一連の役割・地位・帰属との関わりで、私たちは、いずれかに重きを置いたり、それらと自分自身とのズレや齟齬を感じたりしながら、自らの「アイデンティティ」を形成しているといえよう。

- 8) 「人間であること」にたどり着いたとき、私たちは「人間であること」以外には何も残されていないこと、まさに社会的な「透明人間」（誰にも見えず見られることもない存在）になったことに気がつくだろう。「人間であること」以外には何も残されていないことに気がついたときには、この「最後の砦」がいかに重要であるかに思い至るばかりでなく、それがいかに脆弱なものであるかを思い知らされることにもなろう。「難民」や「ホームレス」と呼び慣わされる生は、かぎりなく「透明人間」に近い生存様態であり、「（ただ）人間であること」の脆弱さを体現する。国民国家から家族に至る既存

- の義務と責任あるいは互恵のネットワークから排除された者に、法的・道徳的・社会的な責任を負う者はいない。人間はただ「人間である」というだけで人間を尊重したりはしない。ナチスの迫害のもと「人間以外のなにものでもない人間」となったユダヤ人たちの境遇から人権の原理的困難を指摘したアレントの『全体主義の起源』をひきながら、マイケル・イグナティエフはこう指摘する。「私たちは人権を道徳的に普遍的なものとして擁護しているが、それは人権が自然の人間的特質を反映するというよりは、むしろそれを抑制しなければならないということを十分に自覚したうえでのことなのである」(Ignatieff, M., *Human Rights as Politics and Idolatry*, Princeton and Oxford: Princeton University Press, 2001=添谷・金田訳『人権の政治学』風行社2006年, 136~7ページ)。ほおっておけば人間は「ただ人間であること」の価値（人間の尊厳）を平気で毀損し破壊してしまうからこそ、人間は人権という縛りを必要とするのであり、ありのままの人間性（人間本性human nature）が人権を基礎づけるなどということはありえない、ということである。ともあれ、そもそも人権が「人間のあり方についての評価の1つの基準」だとすれば、人間性によって人権を基礎づける転倒の誤謬をあらためて指摘する必要はないのかもしれない（幸津國生「20世紀の人権思想：平和的生存権をめぐって」一番ヶ瀬編『21世紀社会福祉学』有斐閣1995年）。
- 9) 1948年発布の「世界人権宣言」を基盤とする国際的な人権レジームの概要については、畠博行・水上千之『国際人権法概論 第4版』有信堂2006年を参照。「人権」の概念的・歴史的な特性についてはFreeden, M., *Rights, Concepts in the Social Sciences*, Open University Press,1991 (=玉木・平井訳『権利』昭和堂1992年.) の整理が参考になる。また、「人権」に関する今日的な議論と論点については、Shute, S. and Huurly, S. ed., *On Human Rights: The Oxford Amnesty Lectures 1993*, New York, Basic Book, 1993 (=中島・松田訳『人権について：オックスフォード・アムネスティ・レクチャーズ』みすず書房1998年)や、深田三徳『現代人権論：人権の普遍性と不可譲性』弘文堂2003年を参照。また、先のイグナティエフの議論と対極にある人権論としては、内藤淳『自然主義の人権論：人間の本性に基づく規範』勁草書房2007年がある。
- 10) こうしたアイデンティティの次元における尊厳と、「人間であること」の条件をなす根源的次元における尊厳とを、いったんは区別し、前者を「相対的尊厳」、後者を「絶対的尊厳」と呼ぶこともできるだろう。というのも、「個人化individualization」と呼ばれる今日的趨勢のもとで、一人一人の「尊厳」がかつてないほど神聖視あるいは重大視されるようになった現代社会にあっては、そのような区別が分析上有効であると思われるからである。この「個人化」とは、社会のくみたてが「個人」をベースに編成されていく社会現象であると規定できる。「顧客中心主義」や「消費者主義」にともなう貴族的「お客様」意識の形成・促進や、「個性重視」の教育といった、意識面・人格面での「平等化」や「民主化」が個人化現象と密接に関わっている。また「個人化」は、犯罪者の「動機」「精神面」「心の闇」への関心が高まる趨勢（心理学化）や、出来事

の要因に関して社会構造よりも個人の「意識」や「モラル」を強調する風潮とも結びついている。他方、犯罪被害者の救済や、パワハラ・セクハラ・アカハラといった「ハラスメント」の重視も、個人を重視するという意味では「個人化」と関わっているはずである。こうした「個人化」が進んだ結果、個々人の自尊感情（相対的尊厳）と「人間の尊厳」（絶対的尊厳）は、その是非はともかく、ますます見分けがつかなくなりつつあるようにみえる。そこでは尊厳の「プライド化」や「私化」（privatization of dignity）が進み、ある種の「尊厳のインフレ」が常態となっているとすらいえよう。ともあれ、見分けがつかないからこそ、見分ける（区別する）ことがまず求められるはずである。この「絶対的尊厳」と「相対的尊厳」という区別の意義を認めたうえで、以下のことを銘記すべきだろう。私たちは、衣食住に事欠く状態（絶対的貧困）に比べ、社会の中で「普通」とされる衣食住に事欠く状態（相対的貧困）は「たいしたことではない」と思いがちである。これと同じように、レイプや拷問によって毀損された絶対的尊厳に比べれば、職に就けないことで毀損されるような相対的尊厳は「たいしたことではない」とみなされがちとなる。それゆえ、人間の尊厳を考え、理解し、尊重していくうえで重要なことは、まずもって「比べない」ことであろう。換言すれば、それらを同一平面におかない、ということである。私たちの思考習慣の一つである「比較の暴力」は、もっぱら劣悪なものへと向かい、「悪」そのものを放任する（「～に比べればまだました」と）。「人間の尊厳」を尊重しようとするとき、「絶対的尊厳」と

「相対的尊厳」をいったんは区別しつつも、優劣や大小を見出すことなく、両者をそれぞれに重要なものとして視野に納めることが重要であろう。「絶対的尊厳」は、道徳的・政治的・公共的な承認（対等であること）を求め、「相対的尊厳」は、経済的・私的な承認（差異や格差があること）を求めるものであって、両者は相補的な関係にあると思われる。両者を区別するには、どれだけ「比較の暴力」（あるいは「ものさし」の一元化）から自由になれるかがポイントとなろう。

- 11) 私たちは就労困難を、生の「物質的局面」との関わりで捉え、経済的な問題・不利益・損失とみなしやすい。しかし「人はパンのみにて生くるものにあらず」（マタイによる福音書）という言葉にもあるように、私たちの生は「非物質的局面」（個別的には人間関係・役割・地位・帰属・信頼など、集合的には文化・芸術・政治・信仰・倫理など）を有し、それらを自らの（絶対的・相対的）「尊厳」の拠り所としてもいる。就労を通じた他者との「つながり」や共同作業を通してえられる役割・達成感・信頼感、職場の同僚からの励ましや評価など、目に見えない（非物質的で象徴的な）「財」や「資源」を欠くことは、生にとって深刻なダメージを及ぼすはずである。就労困難を、安定した収入源の喪失という「経済問題」や物質的資源の問題のみに帰することは、議論をこじれさせるだけであろう。日本経済新聞社の記者たちは、多種多様な職業人たちの取材を通し、現代日本における「働くこと」の実相を探っている。その労作はこう問い合わせる。「何を求め、誰のために働くのか？」（中略）組織、家族、プライド、充

- 足感、カネ……。それは決して二者択一ではなく、様々な解の組み合わせがある複雑な方程式だ」(日本経済新聞社編「働くということ」日本経済新聞社、2004年、2ページ)。本書は、働くこと・職に就くことが、多層的な「意味」をもつことを示している。その是非はともかく、同書には「生きることは働くことだ」というメッセージがちりばめられており、生に対する就労の意味を確認することができる。
- 12) ギデンズは、就労の社会的帰結・意義として次の6点を指摘する。「〈金銭〉賃金や給与は、ほとんどの人にとって必要をみたすうえで依拠する主要な資源である。そうした所得を欠くとき、日々の生活に対処する上での不安が増大しがちとなる。〈活動水準〉雇用は、しばしば技能や能力の獲得と行使の基盤になる。労働が定型的である場合ですら、その人を熱中させる比較的安定した環境を提供する。雇用されなければ、こうした技能や能力を行使しうる機会が減少するかもしれない。〈多様性〉雇用は、家庭環境とは対照的な文脈に接近させる。労働環境のもとで諸個人は、たとえ仕事がいかに退屈であっても、家事とは異なることがらを享受できるかもしれない。〈時間構造〉常勤被用者にとって、一日は、通常、労働のリズムを中心に構成されている。ときに抑圧的であるとしても、労働は日常生活に方向感覚をもたらす。就労していない者は、気がつけば退屈が主要な問題となり、時間に対して無感動になることもある。〈社会的接触〉しばしば労働環境は、友人関係や、他者と共有する活動に参加する機会をもたらす。仕事の場から引き離されると、その人の友人や知人となりうる人たちの範囲は、

次第に縮小するだろう。《個人的アイデンティティ》雇用は、安定した社会的アイデンティティの感覚をもたらすためにも重要であると考えられている。とくに男性にとって、自尊心は、世帯を維持するための経済的貢献と密接に結びつくことが多い」(Giddens, A., Sociology, 4th.edn., Polity.=松尾他訳『社会学 第4版』而立書房、2004年、463~4ページ。ただし訳は一部変更した)。

- 13) 近年、アメリカ社会の底辺に身を置いて書かれた2つのルポルタージュが相次いで邦訳された (Ehrenreich, B., Nickel and Dimed. New York: Metropolitan Books, 2001=増田訳「ニッケル・アンド・ダイムド：アメリカ下流社会の現実」東京経済新報社、2006年；Shipler, D. *The Working Poor: Invisible in America*. New York: Alfred A. Knopf, 2004=森岡他訳『ワーキング・プア：アメリカの下層社会』岩波書店2007年)。筆致は異なるが、いずれも次のような事態を描き出している。それは、就労困難な人々や福祉給付を受給している人々は、給付ではなく仕事を、依存ではなく自立を、そして何より「尊厳」を求めているのだが、仕事をめぐる現実（不安定で低所得で社会的評価も低い見通しのない仕事）は、彼／彼女たちから自尊心や希望そして人間としての「尊厳」を奪っている、という事態である。これが就労支援（ワークフェア）先進国 の実情であることを、私たちは重く受け止めなければならない。
- 14) 社会の各方面（機能分化した現代社会におけるサブシステムの各領域）において、人間は様々に色づけられ、格づけがなされる。労働の交換価値ないし市場価格、コミュニケーション能力、学歴や出身校、美貌、健

康、経済力といった、有用性を測る「ものさし」による評価（価値づけ・格づけ）を「人間」から取り去ったとき、そこには何も残らないだろう。というよりも、それを取り去ると何も残らないような「人間」観と行動パターンが、私たちの社会を覆う評価空間ないし評価システムを支配している（少なくとも主導権を握っている）というべきだろう。とりわけ私たちの社会では「働くこと」「職に就くこと」に重きが置かれ、多くの価値や評価はそれと連動している。そうしたなかで、要因が何であれ、職にありつけないせいで働けない／働かないでいることは、無価値どころか否定的に評価され、その傾向は近年ますます強まっている（たとえば「ニート」言説）。こうしたなかで人間の尊厳の所在を探り尊重しようとするとき、価値や評価の空白を埋めるという消極的なイメージではなく、新たな価値と評価軸を創造するという積極的なイメージを重視すべきであると思われる。たしかに就労支援は、「働くこと」とりわけ「稼ぐこと」に中心的・特権的な価値を与える社会の評価システムの要請と無関係ではない。他方で、社会福祉における就労支援は、現実社会の評価システムの「限界」（人間の価値や評価を特定の「ものさし」で測り比べられるよう規格化していくとする無理や矛盾）があらわになる営みでもあろう。就労困難を「問題化」し「克服」させようとする社会の評価システムの内側から、その無理や矛盾を暴露し、人間の尊厳を回復・創造していくことも、社会福祉における就労支援に期待される役割のひとつではなかろうか。

- 15) この点について、尊厳を護るために就労支

援のあり方との関わりで「ソーシャル・アクション」なるものの必要性をあらためて強調しておきたい。困難に抗して職を求め職に就こうとすることを応援する過程で、就労困難者とその支援者は「何が評価に値する能力・行動であるか」を決定する社会の評価システムに迎合するか抵抗するかの選択を迫られるのではないだろうか。しかし抵抗でも迎合でもなく、その選択をうまくかわし、評価システムのコード（文法や規則）をすり抜けていくという戦略もありうると思われる。抽象的な言い回しだが、ようするに就労に向かっている「ふり」をしながら、就労困難な人々の能力開発や発達に関わる各種の資源（現金・現物給付）を、職に就くための「必要経費」として社会（納税者、市民、政策担当者など）認めさせ、その人らしく尊厳をもって生きるための公的支援（経験や自己修養を積む機会の提供、その間の生活保障など）として正当化していく、といった戦略もありうるのではないか、ということである。そのとき、もし、いつまでたっても「成果」があがらなければ、その「責任」の所在を明確に（理論的かつ証拠に基づいて）示していくことも、支援の一翼を担う社会福祉士に求められよう。就労先の不備・不在や不当な待遇条件など、就労を阻む要素を逐一指摘し、論文・投書・街頭署名・デモ・陳情・告発・告訴といったかたちで、その社会的「責任」を世に問うていくことも期待されるよう。また、何が就労支援の「成果」であるかがあらためて問題化されたとき、その「判定基準」づくりに積極的に関与するなかで主導権を發揮し、「経済合理性」や「効率性」や「成果」といった敵側（社会の評価

システムの代弁者たち）のマントラをひとつひとつ丹念につぶしていくことも、就労困難な人々の「利害」を代弁する支援者の役割のひとつとしてあげるだろう（「成果判定基準」の設定は蔽蛇になるおそれもあるが）。このような「政治」（社会福祉領域の用語系でいうならソーシャル・アクション）も重要な支援であり、対個人的な就労マネジメントに自らの役割を限定せず、就労支援をもっとポリティカルな営みにしていくことを期待したい。

- 16) 社会正義は「社会」を上位概念とする「国家」「共同体」そして「制度」（慣習や法律を含む広義のルール）の「正しさ」を問うものであり、個々人の行為や人格の「正しさ」（徳や善）を問うものとは異なると理解してよいだろう。正義をめぐる考察自体は、古代ギリシアの時代から連綿と続いてきたものであるが、ジョン・ロールズの『正義論』（1971年）の登場が正義理論（社会正義＝配分的正義の理論）の大きな転換点となつたことに異論を差しはさむ者は少ないはずである。ロールズの理論それ自体のインパクトと意義もさることながら、彼に対する批判を皮切りに、正義の「語り方」が一変したこと（規範理論の復権、規範的対立軸の多様化）にいっそう重大な意義を認めうるだろう。今日における正義をめぐる議論は、リベラリズムと対立思想（コミュニタリアニズム、リバタリアニズム等）との応酬をこえて、障害者運動・フェミニズム・反人種差別主義・環境保護主義など、同時代における様々な社会正義の「求め方」の登場とあいまって、政治哲学（規範理論）の大きなうねりとなっている。現代正義理論の全体像については、平井亮輔編『正

義：現代社会の公共哲学を求めて』嵯峨野書院2004年を参照。ロールズ以降の正義理論とその周辺（政治哲学、規範理論）の動向について整理した文献としては、有賀他編『ポスト・リベラリズム：社会的規範理論への招待』ナカニシヤ出版2000年、押村・添谷編『アクセス政治哲学』日本経済評論社2003年、有賀他編『現代規範理論入門：ポスト・リベラリズムの新展開』ナカニシヤ出版2004年、塩野谷他編『福祉の公共哲学』東京大学出版会2004年、川崎・杉田編『現代政治理論』有斐閣2006年、渡辺幹雄『ロールズ正義論とその周辺：コミュニタリアニズム、共和主義、ポストモダニズム』春秋社2007年などがあげられる。

- 17) 現実世界で「正義」をふりかざすことは、きわめて胡散臭いふるまいとなっている。他方、学術研究の世界では「正義」のあり方をめぐって真摯な議論が活況を呈している。現代正義理論は、古典的正義論における「共同体の根底にある正しさの基準」を「制度や政策の基準に改変」し、「個々人の正しき行為の基準」は正義理論から除外するところに特徴がある（有賀他編、前掲2004.15～6ページ）。社会正義に関して、「国民のうち誰が何をどれほど獲得、所有すべきか（who should get what?）」という簡潔な定義がある（押村・添谷編、前掲2003.140ページ）。同書によれば、社会正義をめぐる議論には、以下の5つの問い合わせが要請される。それは、「①適切な配分は、どのような種類の正義から導くことができるか、②社会正義により救済すべき弱者とは、一体誰か、③弱者は、社会正義によってその境遇をどこまで引き上げられなければならないか、④社会正義に伴う

所得の移動や再分配は、どのような方法で行わなければならないか。そのために、国家の強制装置を使うべきかどうか。⑤他の政治的諸価値（自由、効率、秩序など）と社会正義がトレードオフ関係に立つ場合、「社会正義はどこまで優先されるべきか」の5点である（押村・添谷編,140-1ページ）。逆に、このような問い合わせたてつつ、筋道たてて応えていく理論が現代正義理論であるともいいう。

- 18) こうした地位や待遇上の正義を求める動きの活発化は、第二次世界大戦後の「人権文化」の浸透と無関係ではない。待遇の正義が問われる「利害関心」には、法的・政治的・経済的・社会的なものもあれば、個別的・集団的なものや、私的・公共的なもの、さらには物質的・非物質的（象徴的・文化的）なものを含んで、じつに幅広い。①との大きな違いは、②で問われている利害が「誰のものであるか」を争点にしているところにあろう。たとえば貧困者・障害者・女性・黒人・同性愛者といった、不当な評価や不利益を被りやすい少数派の利害関心が、社会正義の課題としてあらためて問われてきた。こうした利害関心の衝突は、物質的で経済的な財の割りふりだけで調停しうるものではなく、非物質的（象徴的・文化的・道徳的）な「財=善」（たとえば威信・敬意・承認・配慮さらには機会・才能・能力など）の配分がからんでくるはずである。それらは「分配distribution」しがたいといえ、「配分allocation」のあり方を問うことはできる。そしてその「配分」状況の多くは、社会の評価システムにおける価値編成と関連している。その配分状況の変更にあたっては、たとえば少数派に対するハイ

トピーク（憎悪発言）の規制、社会教育や文化政策を通じた各種の差別解消策の推進、権利擁護をふくむエンパワーメント（当事者能力促進）、社会の各種領域における参加やアクセスの支援、といった具体的な取り組みを期待するものである。しかしながら機会・評価・能力などの配分は、社会構造や権力編成に深く根ざしており、一朝一夕には正しうるものではない。このことを認めた上で、各種の政治的アリーナ（アイデンティティの政治、承認の政治、障害の政治、性の政治、貧困の政治など）を開拓し、多様な利害関心をめぐってねばり強く交渉や駆け引きを継続していくことが望まれよう。来るべき「福祉社会」は、こうした多種多様な「福祉政治」が織りなすアンサンブルにより、現実社会の評価システムに抵抗と変革を企てることで追求されうるのではないかろうか。

- 19) 社会正義に対するラディカルな批判者であるケネス・ミノーゲは、「近代国家が社会正義の用語で推奨された数多くの政策を実施してきた手段である」と述べている (Boucher, D. and Kelly, P., eds. 1998, *Social Justice: From Hume to Walzer*, London and New York, Routledge.=飯島・佐藤他訳『社会正義論の系譜：ヒュームからウォルツァーまで』ナカニシヤ出版, 2002, 344ページ)。
- 20) 第二次世界大戦後、人々に深刻な不自由をもたらしていた「貧困」を正すためのしかけとして「福祉国家」が各国で採り入れられた。貧困は不自由で不平等な境遇に関わっており、その性質上、待遇的正義を求めるものであるとしても、「財」の割りふりに特化することで配分的正義の問題へと変

換することもできる。配分的正義を基調とする福祉国家体制は、ベヴァリッジ報告にみられる一連の発想を下敷きにしたものであり、失業・老後の所得喪失・傷病という集合的リスクを、連帶して分散しあう社会保険を中心としていたといいう。他方で「20世紀的人権」ともいわれる社会権（生存権、労働権、教育権など）が、社会保障政策や雇用政策による配分的正義の追求にとっての規範的根拠とされた。しかし経済成長が終焉に近づく頃になると、市場は誰かの意図で動いているものではないから、それがもたらす結果には誰の責任も問えないはずであり、貧困・格差・失業など市場の帰結は不正義ではない（そもそも社会正義をうんぬんする問題ではない）、というハイエクの見解に代表される右派（新保守主義や新自由主義）からの異議申し立てがなされ、福祉国家の存在理由としての規範的正統性があらためて問い合わせられるようになった。福祉国家の存在理由が問い合わせられている要因は他にある。福祉国家は「貧困」という不正義を正そうと、「自由の条件」として財の公正分配（財の平等化）による最低生活保障に力を注いきたが、「自由の条件」は福祉国家が提供してきたたぐいの財とその提供水準だけでは達成できないことが次第にはっきりしてきた。それをはっきりさせたのは、フェミニズム、反人種差別主義、環境保護主義など、多岐に渡る新思潮と政治的実践（新しい社会運動）の成果である。その結果、人が何か大切と思うことを自由に行うための条件を確保するには、右派がいうように、ただそれが妨げられないことだけでもなく、福祉国家がそうしてきたように、ただ一定程度の購買力や

医療費を保障することだけでもなく、特權や排除をもたらす社会構造や文化規範の転換をはからねばならない、ということが各方面から主張されてきた。福祉国家は市場の不正義を正すために導入されたが、その正統性の基礎が「社会正義」の追求にあるのなら、市場の不正義のみならず人々の自由を脅かすその他の不正義への対応を迫られ、それができないとされるや否や、人々の間に失望が広がり、その存在理由（正統性）が疑われるようになるのはひとつの宿命だろう。社会正義という掛金が次第につり上がり、福祉国家の「負債」となってしまった、ということである。福祉国家はこの負債を抱えて倒産する運命にあるのだろうか。それとも、つり上がった掛金を支払い続けることができるのだろうか。掛金の支払いをやめるべきなのだろうか。あるいは、それは「負債」ではなく、社会を運営するための通常の「コスト」とみなして支払いを正統化しうるのだろうか。

- 21) 配分的正義は、同質的な国民（あるいは集合的リスクを共有できる生活者）のあいだで、物質的な財（たとえば雇用・所得・教育・医療など）を割りふって、経済的平等化の推進をはかる戦後福祉国家体制とマッチする発想であったと考えられる。他方、待遇的正義は、異質な人々（あるいは利害関心を異にする人々）のあいだで、非物質的な財（たとえば機会・評価・威信・承認）を割りふって、尊厳やアイデンティティと関わる政治的平等化の推進をはかることを福祉国家に求めている。自立支援や就労支援は、物質的な財の割りふりの悪影響（とくに公的扶助への依存や貧困の罠）を見直し、能動的な支援への転換をねらって提起

されたものであり、たしかに、待遇的正義が求めるような政治的平等化を直接的に図ろうとして打ち出されたものとはいえない。近年各国にみられる福祉の改革・再編の展開は、これまでの「福祉」が総じて対症療法的で受動的な性質をもち、人々の自由の条件としては不十分であるとされ、新しい福祉のあり方として、より根治療法的な対応として「能動的福祉」（そのバリエーションはいくつかあるが）への転換が図られるようになった、と整理できよう。この「能動的福祉」とは、市場を中心とした競争社会から転落した者や排除された者（貧困や失業に陥った人々や就労困難な人々）を保護し受け止める従来の受動的・消極的な対応（セーフティネット機能）にとどまることなく、個々人が自由で自立的な生をおくるための基礎となる「能力」にまで踏み込んで、これを積極的に形成・促進しようとする役割（スプリングボード／トランポリン機能、人的資源形成のための投資的機能）を、福祉供給に求めるものといいう。しかし、不当な扱いをうけ不利益を被っている社会的少数派の利害関心に配慮し、その社会的評価を高め尊厳を回復・尊重するうえで、能動的福祉（就労・自立支援）によって、基礎的な「能力」に着目しこれを形成・促進していこうとすることは、待遇的正義において求められるものと決して相容れないわけではなかろう。基礎的能力の形成・促進は、むしろ、政治的平等化をめざす個々人の多種多様な利害関心と善=財の追求のためのエンパワーメント（当事者能力促進）としても重要な意義をもちうるはずであり、ここに能動的福祉と待遇的正義との接点を見出すこともできるように思

われる。

- 22) 人間の基礎的な＜能力＞については、たとえばヒューマンキャピタル（人的資本）、エンプロイヤビリティ（就労可能性／雇われ力）、ケイパビリティ（潜在能力）、コンピテンス（対処能力）、リテラシー（読み書き能力）といった表現があり、これらは元の文脈を離れて一般的な基礎的能力の喻えとして用いられることもある。「エージェンシー」（主体的行為能力）とは、もともとは文法用語であるが、社会構造や相互行為と連動してあらわれてくる主体性をさす言葉として、ひろく社会理論のなかで用いられてきた。本稿では、人間が自分らしく自由に生きるうえで欠かせないミニマムの要件を指し示す概念として用いている。近年ではルース・リスターが、貧者のエージェンシーを「貧困の自己責任主体」としてではなく「逆境のなかで奮闘する同胞たちの複合的な主体性」として捉えることを提唱している（Lister,R. Poverty, Polity Press, 2004, 6ページ）。他方、先の注8でも言及したイグナティエフは、人間のエージェンシーと尊厳とを結びつけて、これを人権の（基礎ではなく）目標に据えることを提案している。その提案理由としては、人権をめぐる基礎づけとして尊厳がもちだされることが多いけれども、「尊厳という考え方にはつわる文化的に特殊で相対的な性格を回避する簡単な方法などは存在しない」ことがあげられている（Ignatieff, 前掲書, 250ページ）。つまり、社会や文化が違えば、また同じ社会のなかですら、人々が何にアイデンティティや尊厳を見出すかはさまざまである、ということである。彼の提案は、「もちろんの文化は、人々が望むようにみずから

の尊厳を構築する権利こそが重要であって人びとがそれに込める内容が重要なのではないということに同意することができるだろう、という想定」に立ったものであり、エージェンシーとしての尊厳というのは「その言葉についての考えうるかぎり最も多目的な、最も開かれた定義」であるとされる（前掲書、250ページ）。このエージェンシーは、注10で導入した用語法にしたがえば、「絶対的尊厳」と「相対的尊厳」とを結合させる試みであるともいいう。エージェンシーとは、いかなる社会や文化に属する者であれ、個々人が「尊厳」を抱き表現する際に利用される最小限の条件（ヒューマン・ミニマム）を指すともいいう。それは、アイザイア・バーリング指摘した「消極的自由」と同じく、「各個人が強制や妨害なしに、合理的（他者に対する明白な危害を含んでいない：引用者）意図を達成する能力」であり、エージェンシーをもつ個人は「不正義から自分をまもることができる」と同時に、「何を目的として生き、なんのために死ぬかを自分で決められる」ことを意味する（前掲書107ページ）。同書の序文でエイミー・ガットマンが論難しているように、イグナティエフの「人権ミニマリズム」に対しては、エージェンシーとして「生存権」や「福祉権」という積極的自由や社会権にあたるような権利を含むべきか否か、といった争点がただちに浮上する。そうであるにせよ、エージェンシーとは何か、何がミニマムな能力や要件であるかをプラグマティックに熟議していくことのほうが、人権と人間の尊厳に対する基礎づけ主義や偶像崇拜的な態度よりは健全であるとするなら、イグナティエフの線にそった

エージェンシー理解は首肯すべきものといいうるはずである。

- 23) 平成6（1994）年4月に出された『21世紀福祉ビジョン』（高齢社会ビジョン懇談会報告）は、「社会保障は、国民一人一人の自立と社会連帯の意識に支えられた所得再分配と相互援助を基本とする仕組みである」とし、個人の「自立」を基盤としながら、家族、地域組織、企業、国、地方公共団体等社会全体で福祉社会を支えていく「自助、共助、公助」の重層的な地域福祉システムの構築を提唱した。1991（平成3）年には、少子高齢化社会をみすえた制度のあり方を構想するために、社会保障制度審議会は社会保障将来像委員会を設置した。その「第1次報告」（1993年）では、社会保障とは「国民の生活の安定が損なわれた場合に、国民に健やかで安心できる生活を保障することを目的として、公的責任で生活を支える給付を行うもの」と規定した。これをうけて1995（平成7）年7月に『社会保障体制の再構築に関する勧告：安心して暮らせる21世紀の社会を目指して』を提出した。95年勧告は、1950年の勧告当時、社会保障の理念は最低限度の生活の保障であったが、現在では「広く国民に健やかで安心できる生活を保障すること」を社会保障の基本的な理念として掲げ、国民の「自立と社会連帯」の考えが社会保障制度の基盤となることを強調した。
- 24) 近代の資本制社会は、市場のもとで各人が自己利益と富を求めて自由競争を繰り広げ、努力や功績に応じて報酬を獲得することを原則とする社会である。そこでは、自己の私的な利益を追求できる個人であることが、市場（労働市場と商品市場）に参加するた

めの条件とされる。こうした文脈でいわれる「自立」は、自分の稼ぎで自分と家族の生活をまかなう生活自助原則という道徳的エーストスとほぼ同義であろう。自助・自立の精神こそ勤労意欲ひいては社会の活力（経済成長や豊かさ）の源であって、もし何かに依存することがゆるされてしまえば、個々人の勤労意欲が低下し怠惰な者が増え、社会秩序が乱れ、社会の活力も低下してしまう、とみなされる。このような意味で、資本制社会では自立（自助・自活）が規範化されているのである。

- 25) 近代社会をもたらした基本発想である啓蒙主義や自由主義は、封建社会から個人を解放しようとした思想でもある。この場合の「自立」は、封建的な支配すなわち身分制度や共同体的桎梏からの「自由」と「解放」をさしている。市民的・経済的な自由権（財産所有の自由や投票の自由など）が保障しようとするのは、この意味での「自立」である。そして究極的には、他者から支配されずに、身体と精神ならびにその產物をふくめ、自分が自分を支配することが望まれているといえよう。
- 26) 私たちの社会では「自立」した存在であることが「まとうさ」の証とされる。そこには、労働・扶養・納税という経済活動を通じて、職場・家族・社会（国家）への「義務」「貢献」「責任」を果たす、という想定がある。こうした文脈において「自立」は義務・貢献・責任の主体、すなわち一般的ならびに具体的な他者から評価される存在になることをさしている。だが、逆にいえば、このような形での果たし方が中心化されており、それ以外の義務・貢献・責任が問われる役割（仲間・家族・近隣・地

域・環境等に対するケアなど）を通じた「責任」の果たし方は周辺化されている、つまり社会的に評価されにくい、ということである。

- 27) 「自立」がフィクションであるとする主張には、いくつかのバージョンがある。そのひとつは、①の自立は「たてまえ」であり、実際には市場での競争は機会不平等などの歪みがあるために不公正なものとなっており、努力や功績に応じた報酬も「努力」と「功績」の内容を決める側に都合のよいものにすぎない、というものである。もうひとつは、②の自立は「消極的自由」（支配者や国家権力からの自由）を前提にしているが、そこで要請されているのは、十分な情報をもった合理的な個人（妨害されなければ自分にとって適切な行為を選択し自己利益を追求できる個人）であり、実際にはそうした要請に応じられない者もいる、という主張である。この2つのバージョンは、人間には「自立」が容易な者（十分な資源をもっている者や当該社会で評価される「能力」を有する者など）と困難な者（十分な資源をもたない者や先天的な疾患・障害をもつ者など）がおり、「自立」が容易な者でも、それを維持することが困難な時期（幼少時、モラトリアム期、老年期、傷病・失業・障害等のリスク発生時など）がある、という事実を根拠として主張しうる。その他にも、人間社会の相互依存や互恵を論拠とするバージョン、文化・共同体・社会構造による主体の構築や決定といった理論的解釈を論拠とするバージョンなどもありうるだろう。このような意味で「自立」はフィクションであり、そうであるがゆえにたえず強調しなければ維持できないわけだ

- が、なぜそのようなフィクションが維持されているかといえば、①②③のような「自立」観によって社会が組み立てられているからとしかいいようがないだろう。つまり「自立」を擬制した社会編成のもとで暮らしている以上、これを押し通すしかないという循環論的な現状維持的発想が、「自立」重視の（身も蓋もない）理由のひとつだろう。また、そのような社会編成のもとで暮らしている人々は、それが当たり前のものだと考え、自立を「自然化」し「合理化」していく思考習慣をみにつけているという理由もあるう。
- 28) このような意味での「自立」はフィクションであろうか。おそらくそうであろう。だとしても、もし「自立」を強調・尊重しつづけねばならないのであれば、理にかなったフィクションとして再解釈すべきであると思われる。そのとき、エージェンシーに注目し、これを形成・促進しようとする方向が有力候補の一つとなりうるだろう。というのもエージェンシー・アプローチは、可能な限り特定の人間観を前提とすることなく、可能な限り多様な利害関心に開かれようとする「自立」観をもたらしうるからである。
- 29) 自立も、「自由」概念と同じく、「特定の生き方／あり方」を含む場合と含まない場合がある。「自立支援」を語るときに注意しなければいけないのは、そのとき追求しようとしている自立が、特定の生き方を含むものなのか、そうでないのかをはっきりさせることであろう。つまり「薄い」自立観と「厚い」自立観のどちらを念頭においた「自立支援」なのかが問われうる、ということである。詳細は注32を参照。
- 30) しかし、この「薄い」自立観をとったとしても、「本人の望み」の内容をどう捉えるかが問われよう。まず検討すべきは、「自立支援」は、本人が望みをかなえられるようになるなら、どんなものでも支援する活動なのだろうか、また、そうすべきなのだろうか、という問い合わせである。というのも、「薄い」自立観をとるなら、望みの内容を問わず「本人が望むように生きること」を支援することが自立支援となりうるからである。もし「本人の望み」の際限のなさを回避しようとするなら、「自立」の範囲を限定するしかないだろう。たとえば「特定の望みの範囲内で、本人が望むように生きることを、ただ邪魔されないでいる状態」を自立と解してこれを支援するといった限定がありうる。他にも限定のしかたには、「道徳に反しない」としたり、「本人や他人の望みや尊厳を脅かさない」としたり、資源制約にまかせたりと、いろいろなバリエーションがありうる。特定化のポイントは「本人の望み」に制限をくわえることにある。このように、いくら「薄い」自立観をとろうとも、そこには必ず「本人の望みの内容」に何らかの制限が加わることになるだろう。これは「特定の生き方」を押しつけることと全く同じとはいえないまでも、それに限りなく近接するはずである。また、「薄い」自立観をとったとしても、本人が望むように生きるための「条件」をどう捉えるかによって、「自立支援」は「厚い」自立観をとった支援へと転化することもあるう。
- 31) つまり、「自立」を定義したうえでこれを実現する、という段取りではなく、まず「非自立」としての「依存状態」があり、これを改善・解消することを「自立」とする、

という段取りが、福祉政策における「自立」の論法となっているのではないか、ということである。「非自立」として「依存状態」を設定することは、「自立」そのものを設定するよりも合意が得やすく、貧困・低所得・失業・障害・老齢・母子世帯等の脆弱さ（依存状態への陥りやすさ）に伴うニーズは、既に社会的な合意のうえに制度需要化されてもいる。そして「本人の望み」は、こうした依存状態から逃れたいという望みの範囲内に事実上制限されることになろう。つまり、注30で言及したような、「薄い」自立観が含みうる「本人の望み」の際限のなさという原理的困難は、はじめから除去されているのである。この「非自立＝依存状態」の解消を「自立」とすることには、「薄い」自立観を採用した場合の原理的困難を回避できるというメリットはあるが、必然としないものが残るのも確かである。「特定の人間観を拒む」というのが「薄い」自立観のメリットであるが、それは「本人の望み」のインフレを招くというデメリットもあわせもつ。他方、「依存状態」アプローチは「本人の望み」のインフレに歯止めをかけるというメリットをもつが、それは同時に「自分らしく生きたい」という希望を十分にかなえられないというデメリットをともないうるだろう。

- 32) エージェンシーに着目することは、「特定の人間観」というほどには濃厚な内容をもたず、なおかつ「本人の望み」（善き生や目的）そのものではなく望みを抱きかなえるために必要な条件に着目するアプローチをとることでもある。前述のイグナティエフによるエージェンシー論の下敷きとなっているアイザイア・バーリンの「消極的自由」論

は、自己利益を追求するうえで、合理的に物事を決定し選択する「能力」が、個人にあらかじめ備わっていることを前提としがちであるが、エージェンシー論のはあいは、そうした「能力」を前提とせずに、ヒューマン・ミニマムとしてふさわしい範囲が、経験的かつ政治的な討議事項たることを示し、これを熟議するための「フィクション」（実質的なものではなく形式的なもの）として仮定されたものといいうる。それはあくまで「開かれた」概念なのである。と同時に、エージェンシーへの着目は、「何が必要か／いかなる福祉が必要か」をめぐる政治（必要な政治）の展開とともに、シティズンシップ（完全な市民に求められる権利／義務）の民主的・能動的な再編にとっての手がかりとなるだろう（田村哲樹「就労／福祉／シティズンシップ」社会政策学会編『社会政策における福祉と就労』社会政策学会誌第16号、法律文化社、61ページ）。

- 33) 考えられる要因を列挙すると以下のような事態が指摘できるだろう。
- ・ 欧米におけるワークフェア政策、能動的社会政策、社会的包摂政策の影響・伝播
 - ・ 先進諸国に共通する生活の不安定化（プレカリテ）への応答
 - ・ 労働市場の分極化・二極化・階層化・柔軟化に伴うプレカリアートの増大への応答
 - ・ 新自由主義イデオロギー（市場原理主義）の席卷
 - ・ 先進諸国において通奏低音として流れる就労自立主義と惰民養成觀
 - ・ 日本の政財界で根強い福祉桎梏論（第二次臨調・民活路線、近年の「骨太の改革」）
 - ・ リスク管理の困難を個人のリスク対処によって解決しようとするリスク社会的趨勢

- ・ 脱産業化に伴う個人化の進展（欲望する主体＝消費者としての「個人」への焦点化）
 - ・ 消極的・受動的福祉への反省と積極的・能動的福祉への期待
 - ・ 官僚主義的・専門主義的パターナリズムへの反省と自律（オートノミー）への期待
 - ・ 近代主義的福祉観における生産主義（生産・再生産に貢献する限りでの再分配・ケア）
 - ・ 賃労働神話（ペイドワーク／アンペイドワークの階層秩序の二項対立図式）
 - ・ 市場の「外部」（社会的なもの、公共的なもの、共同的なもの）の弱体化や縮小
- 34) その概略は以下のようになる。第二次世界大戦後、戦勝国であれ敗戦国であれ、各国は疲弊した経済社会の建て直しという共通の課題に直面した。そして程度の差はあれ、各国は工業化をすすめ経済社会の復興・成長を達成し、「ゆたかな社会」を築いた。その原動力となったのが、少品種の生産物を大量生産・大量消費するしくみ（フォーディズム体制とも呼ばれる）である。それは人々の働き方や暮らし方を左右した。規格化された工業製品の大量生産を担う労働者は、生涯を通じて同じ職場と技能を維持することができた。労働者の生活（再生産）は、性別役割分業に基づく生活共同体である家族（男性稼ぎ手モデル）における女性（妻＝母）の無償労働が支えた。それゆえ工業社会における社会政策は、労働力再生産コストを家族に委ねつつ、安定した雇用状況を前提にして、失業時には雇用や失業給付を、退職時には年金を、多子には家族手当を、疾病時には医療を提供し、労働者の生活安定をめざすことができた。生活安定化のための所得保障や医療保障には、多く

の国で水平的再分配による防貧施策としての社会保険方式が用いられ、垂直的再分配による救貧施策としての公的扶助方式がこれを補完するという二重のセーフティネットが確立した。その財源は、経済成長によって拡大した「パイ」（家計・企業からの税収や労使が拠出する保険料）によって賄われた。このようにして経済成長と社会保障が互いを支え合う好循環がもたらされた。この時期における公的扶助や福祉サービスは、高齢者・障害者・病者・寡婦など、就労による安定収入が期待できない者（結果として社会保険の受給資格がないか給付額が不十分な者）、つまり工業社会（安定・画一労働社会）の「外部」におかれた人々の救貧と最低生活を保障する残余的な役割を担った（そしてそれだけでかまわなかった）といいうる。

35) 1970年代以降、各国は脱工業化をとげるなかで、多くの国民の生活が不安定化するという共通の課題に直面した。とりわけ1990年代以降、その趨勢が強まりをみせ、各国で失業が著しく長期化するようになった。その背景には、（少品種）大量生産・大量消費の経済社会から、（多品種）少量生産・少量消費の経済社会（ポストフォーディズム体制とも呼ばれる）への転換を認めることができる。自動車をはじめとする耐久消費財が広く行き渡ると、人々は消費に付加価値や差異を求めるようになった。その結果、移ろいややすく多様化した需要動向にあわせた生産と、これを可能にする雇用の柔軟性が求められるようになった。こうしたポスト工業社会では、人々の働き方は様々な意味で柔軟であることが求められる。常なるスキルアップが要請され、転職やリストラ

は珍しいものではなくなり、生涯を通じて同一の職場・技能を維持しうる者は希になった。と同時に、企業は雇用調整を容易にするために正規社員を減らし、アルバイト・パート・派遣・請負など安価で使い捨て可能な非正規社員を大量に採用するようになった。成果主義による人事管理の導入は正規社員どうしの競争を激化させた。こうして労働者の分断化と柔軟化そして不安定化が進んでいった。他方で、性別を問わずライフスタイルが多様化し、性別役割分業に基づく家族の規範と紐帯がゆらぎはじめた。パートナーの選択や共同生活のしかたも、婚姻関係を前提にしなくなるなど、家族のあり方は一様でなくなった。こうして、生涯を通じ安定した働き方や暮らし方（画一的な就労形態と家族形態）は次第に過去のものとなった。見通しのきかない不透明な状況のもと、人々の生は多様化・不安定化・脆弱化の度を増大させた。その結果、安定した家族と雇用をあてにしつつ、これを補うだけによかった社会政策・社会保障は、様々な面で機能不全を生じさせるようになった。とくに、労働市場からの排除を被りやすい不安定な人々（プレカリアート）が、長期失業者やワーキングプアとしてあらわれ、（企業と正社員の拠出をあてにした）社会保険中心のセーフティネットは抜本的な見直しを迫られるようになった。脱工業化社会（不安定・柔軟労働社会）は、労働市場の「外部」（低学歴・低技能で職歴のない若年者、長期失業者、ワーキングプア、非正規雇用者）と家族・生活共同体の「外部」（単身高齢者、ひとり親世帯、ホームレス）を拡大させてきた。こうした「外部」は公的扶助や福祉サービスの周辺に集約的

にあらわれる。しかし公的扶助と福祉サービスの骨子は工業社会の「外部」（就労による安定した収入が期待できない者）の救貧と最低生活保障を行う制度として設計されたものである。新しい「外部」は旧来の「外部」と折り重なって、質量ともに深刻化の様相を呈している。今日における各国の公的扶助や福祉サービスは、これら新旧の「外部」への対応を同時に迫られているのである。

- 36) こうした脱工業化に伴う様々な趨勢（雇用の柔軟化、労働市場の分断・分極化、家族・共同体の紐帯の弱体化）は、不安定・低賃金雇用の増大、家族的紐帯や扶養規範が変容するなかでの急速な高齢化、若年層の自立困難（依存状態の長期化）といった新しい問題をもたらした。こうした中、労働市場や各種「つながり」からの締め出しを問題化する「社会的排除」という用語が、個人では対応し難い新たな集合的リスク／ニーズを捉える概念として定着するようになった。上述のように20世紀の古典的福祉国家は、安定した雇用と家族が集合的リスク／ニーズを吸収することを前提に、これを補うかたちで構築してきた。画一的で標準的なライフサイクルを想定しつつ、失業、疾病、退職など典型的な（それゆえ保険化可能）リスク／ニーズが、社会保険制度を通して共有されてきた。そして、社会保険では対応できない集合的・個別的风险／ニーズは、公的扶助で対応された。しかしながら、こうした古典的福祉国家体制では、「社会的排除」のような新しい問題に対処するのは難しい。21世紀型の新しい福祉国家の再編（とりわけ「排除」に抗する「包摂」）に向けて、各国で様々な改革が

- 進められている。各国の「就労」の強化・強調も、そのような改革の一環である。以上のような趨勢に関しては、宮本太郎「ポスト福祉国家のガバナンス：新しい政治対抗」（『思想』No.983、岩波書店、2006年）を参照。
- 37) 工業社会（フォーディズム的労働社会）における「福祉」は、働く者の再生産（社会保険による所得維持と医療サービスの提供）と、働けない者の「保護」を基調としたものであったといえよう。この保護とは、市場的経済秩序から、私的扶養と公的扶養（つまり家族と国家扶助）という非市場領域への隔離を意味する。工業社会における「福祉」の重点は前者にあり、働く者を働きさせ続けるシステムとして機能してきた。いってみれば「労働本位の福祉提供」であった（新川敏光「福祉国家の改革原理：生産主義から脱生産主義へ」塩野谷他編、前掲書2004年、217ページ）。つまり工業社会の「福祉」は一時的に働けなくなった者の生活安定と、恒久的に働けない（とされた）者の最低生活保障＝生存権保障を担う（私的扶養を優先するという意味で）残余的なセーフティネットの役割を担ったといいう。市場という「まっとうな」社会からの転落者と部外者を、一時的にとどめておくか、恒久的にとどめておくかの違いはあるが、ネットの上から「まっとうな社会」に這い上がるような政策的配慮はほとんどなかった。その意味で、セーフティネットとしての福祉は、受動的で消極的な性格をもっていたといえる。これに対して、脱工業化社会（ポストフォーディズム的消費社会）における「福祉」は、働きたいのに働けない長期失業者や退職者や、働いているのに不安定な生活を強いられる非正規労働者やワーキングプアの増大という、市場的経済秩序の変化と混乱に頭を悩ませている。くわえて、働けない者の保護を担っていた「非市場的秩序」のうち、私的扶養は家族の多様化・不安定化によってあてにできなくなつた。その結果、公的扶養（公助）としての国家扶助（公的扶助と福祉サービス）への期待が高まる事になるはずだが、国家扶助に期待することは問題含みなものとなっている。公的扶助制度（生活保護）は、工業社会の外部（働けない者）を保護する公的扶養のしかけであった。そのため、働きたいのに働けない者、働いているのに不安定な生活を強いられる者、働けないとされてきたが支援があれば働ける者など、「働ける／働けない」の二分法に収まらない人々の生活を支える態勢にはなっていない。こうした困難な時代を背景に各国における「福祉」の改革・再編は、受動的で消極的な「セーフティネット」から、能動的で積極的な「トランボリン」の役割への転換を模索してきたといいう。
- 38) 新川によれば、こうした近年の福祉改革は、各福祉国家レジームにおける「労働と福祉との結びつきを再確認するもの」とされる（新川、前掲書、198ページ）。その結びつきはレジームごとに異なっており、自由主義的福祉国家は「福祉ではなく労働」を原則とし、保守主義的福祉国家は「労働を通じての福祉」を原則とし、社会民主主義的福祉国家は「福祉と労働」を原則としているとする。つまり原則の違いはあっても、各国は労働社会（生産主義）を決して手放そうとしていない、ということである。この労働社会は近代社会の別名でもあり、就労

の強調は近代化とともにはじまった。近代化をとげるにあたって、伝統社会における「自然的＝農民的身体」（自然のリズムとともににある生）を「商品経済的身体」（時間・規則・命令を遵守する生）へと作り直すことが不可欠であったが、その一翼を担ったのは、近代初頭のヨーロッパ諸国における救貧法やワークハウスを通じた貧民・乞食（もとは都市に流入した農民）の矯正と規律訓育であった（今村仁司『近代の労働観』岩波新書1998年28～9ページ）。こうした身体や心性の作り直しは、20世紀の産業（インダストリー：勤勉・勤労）社会に適した「労働身体」を準備したともいいうが、重要なことは、21世紀の脱産業社会にとって旧来の「労働身体」の有効性がゆらいでいる、ということである。今日の就労支援は、産業社会に適した「労働身体」の形成・促進にくわえ、脱産業社会に適した新たな「身体」の形成・促進にも目を向けねばならなくなっている。社会福祉士による就労支援は、特別な事情を抱えている人々であり、端的にいえば産業社会に適した「労働身体」の規格に合致しにくい人々である。ならば、社会福祉士による就労支援は、脱産業化に適した新たな「身体」の形成・促進にこそ期待をかけるべきなのだろうか。もしその「新たな身体」が、「皮膚で覆われた自分の単体＝身体（Body）を所有・管理・経営・組織すべき主体としての自己という、とても特殊な個人の了解、人間理解」ではなくして、受苦的存在としての人間の＜あいだ＞に生きられる「集合的身体」として理解され追求されるのであればイエスと答えうるだろう（大川正彦『マルクス：いま、コミュニケーションを生きるとは？』NHK出版、

2004, pp.101-112)。

- 39) 就労支援というからには、形成・促進すべきエージェンシーは就労可能性（エンプロイヤビリティ）と同義であり、能動性は先取りの精神をもって日々スキルアップに励みながら与えられた仕事をうまくやり遂げようとする気質や強固な就労意欲を有することであり、参加先や包摂先とは労働市場である、とするのが確かに自然であろう。しかし仮にこうした生のあり方が、現代社会の評価システムにおいて価値あるものとされているとしても、この評価システムそのものが特定の人々に不当な扱いを強いているのだとしたら、それだけで疑義を申し立てる（社会正義を求める）のには十分ではなかろうか。実際、就労支援の客体となりうる人々は、現実社会の評価システムのもとで価値を剥奪され、能力発揮や貢献を否定され、余計者とされてきたがゆえに、支援を必要としているはずである。一方で人々に富や威信をもたらしながら、他方では人々を排除し貧困へと陥らせ尊厳を奪うような二枚舌のシステムに、排除された人々をしがみつかせる理由はどこにもないということである。変更されるべきはシステムであり、被害者ではないだろう。どうしても、就労による価値回復（社会参加や社会貢献）を切実に望む人々を、いたずらに「被害者」へと仕立て上げ、その声を「虚偽意識」だとして切って捨てたとしても、何かが変わるわけではない。就労支援を通じて、本人が能力を開花させ自分らしく生きながら参加や貢献を果たしていくための条件と環境を整えていく活動の一つ一つを、現実社会の評価システムにゆさぶりをかけ

るための内在的変革の試みとして積み上げていくことも、意義ある課題であると思われる。

- 40) 宮本は、各国のワークフェア（就労支援）政策の包括的モデルとして、アメリカ型の「労働力拘束モデル」とスウェーデン型の「人的資本開発モデル」を設定する（宮本太郎「就労・福祉・ワークフェア：福祉国家再編をめぐる新しい対立軸」塩野谷他編、前掲書、220～1ページ）。前者は、福祉依存の一掃を理念とし、福祉給付（失業保険や公的扶助）に連動する就労義務を最重視するもので、利用者と行政の間に施策に関する交渉の余地は小さく、就労義務違反にペナルティが課せられたとき制度的に代替しうる所得保障は皆無で、就労可能性を高める公的施策（職業訓練、リカレント教育、職業紹介など）は小規模であって、職業訓練等はもっぱら民間と雇用主に委ねられる、といった特徴をもつ。後者は、労働権拡充や社会的排除との闘いを理念とし、就労可能性を高める公的施策（積極的労働市場政策）を最重視するもので、利用者と行政の間には施策に関する交渉・協議の余地があり、就労義務違反にペナルティが課せられても最終的なセーフティネットを除去するものではない、といった特徴をもつ。いってみれば、「労働力拘束モデル」は労働力の再商品化を志向した就労支援であり、「人的資本開発モデル」は脱商品化を志向した就労支援であるとみなせよう。他方、両モデルは同じ穴の貉であり、福祉と労働は完全に切り離すべきだという考え方（基本所得論）もある。こうした考え方と、福祉と労働を切り離すべきでない（生産主義）という考え方の対比は、社会福祉をめぐる歴史

的議論との関わりでいえば、いわゆる「岸・仲村論争」（公的扶助は所得保障のみであるべきか、自立支援と組み合わせるべきか）の再燃として、今日的争点を形成すると思われる。基本所得については Fitzpatrick, T., *Freedom and Security: An Introduction*, London: Palgrave. (=武川・菊池訳『自由と保障：ベーシック・インカム論争』勁草書房2005年) を参照。

- 41) あくまで、労働市場への包摶・参入をめざした「就労可能性」の形成・促進を基本としながら、これまでのように、あるいはこれまで以上に、被支援者が自分らしく尊厳をもって生きていくための能力開発や資源供給を徹底していくことは、実践的な意義をもつはずである。「いろいろな生き方」を漠然と支援するよりは、タスク・オリエンテッドな支援のほうが、一本筋の通った適確な支援活動を期待しうる、とプラグマティックな者ならいうであろう。しかし、次のような警告を忘れるべきではない。「就労支援の採り入れは、稼働労働テストを介した福祉対象者の選別を促進させ、就労支援に乗る人々、乗れない人々、脱落する人々などのカテゴリーを生み出す結果をもたらしやすい。しかも脱落する人々の価値が、就労自立できる人々に対して低められていく傾向をも生み出す。言い換えれば、自立支援型福祉に価値があり、給付型福祉は無駄遣いであるというような分離である。」（岩田正美「福祉政策の中の就労支援：貧困への福祉対応をめぐって」社会政策学会編、前掲書、23ページ）。いってみれば社会福祉における就労支援は、産業廃棄物の「リサイクル」と同種のロジックに陥るおそれもある、ということである。つま

り、社会福祉における就労支援は徹底した労働力の再商品化（リサイクル）のすえに、「労働力として再利用・再生が可能な人々」と「労働力として再利用・再生が不可能な人々」との選別・分断をもたらすとともに、後者の価値低下を招きうる、ということである。もし「人間の尊厳」と「社会正義」を求め続けることを止めるなら、直ちに、ジグムント・バウマンのいう「人間廃棄物」処理産業となり下がることだろう（中島道男訳『廃棄された生』昭和堂2007年）。